

Q 1 : 当初契約期間が令和 3 年 2 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで (1 4 か月) となっていますが、最低貸付価格は (年額・税込・円) と記載してあります。当初契約期間の 1 4 か月は最低貸付価格で落札した場合、1 4 か月分で記載の金額、年度を延長した場合は 1 2 か月分で記載の金額という理解でよろしいでしょうか。

A 1 : 最低貸付価格で落札した場合、当初契約期間の 1 4 か月は、最低貸付価格 (1 2 か月分) を 1 4 か月分に換算した金額、年度を延長した場合の 1 2 か月は、最低貸付価格が貸付料となります。

Q 2 : 仮設工事事務所用のプレハブは設置してもよろしいでしょうか。

A 2 : 建築物の建築はできません (入札案内書 3 ページ 3 (2)) 。ただし、原状回復が容易なもの等を条件に、設置を可とする場合もあります。具体的な計画があれば、入札参加申込前に、電話、メール等でご連絡ください。

Q 3 : 指定用途を順守すれば、第 3 者への転貸は可能でしょうか。

A 3 : 市の承認が得られた場合、可能です (入札案内書 1 0 ページ第 8 条) 。具体的な計画があれば、入札参加申込前に、電話、メール等でご連絡ください。